

別表

1 令和7年度中に連携施設が家庭的保育事業者等と3項目合意が成立した場合

交付区分	交付対象者(連携施設)		交付金額 (1施設分のみ)	事業実施による加算
	令和6年度末時点で3項目合意が成立した家庭的保育事業者等の有無	令和7年度中に3項目合意が成立した家庭的保育事業者等の有無(注1)		・給食体験 1回単価 11,000円 ・合同行事 1回単価 21,800円 ・園庭開放 1回単価 9,300円 ・施設見学会 1回単価 9,300円 (最大年額 712,000円)
1-1	無	有	月額24,000円 (最大年額288,000円)	有
1-2	無	有	月額24,000円 (最大年額288,000円)	無
1-3	有	有	月額24,000円 (最大年額288,000円)	無

(注1) 3項目合意が成立した家庭的保育事業者等において、既に3項目合意が成立した連携施設がない場合のみ。ただし、

当該家庭的保育事業者等にかかる交付金を受けていない場合は「連携施設が無い場合」とみなす。

※令和7年度末までに3項目合意が成立したことがない、かつ令和7年度中に複数の家庭的保育事業者等と3項目合意が成立した連携施設には交付区分1-1と交付区分1-2を重複適用して交付する。

※令和7年度中に3項目合意が成立した家庭的保育事業者等が複数ある場合は、連携した家庭的保育事業者等のうち交付対象とする家庭的保育事業者等と適用する交付区分(交付区分2も含む)は、連携施設が申請時に決めることする。

2 令和7年度中に連携施設が家庭的保育事業者等と「2歳児の卒園後の受け皿」について合意した場合

交付区分	交付対象者(連携施設)	交付金額 (3施設分が上限)
2	令和7年度中に連携施設が家庭的保育事業者等と「2歳児の卒園後の受け皿」について合意した場合(注2)	月額11,000円 (最大年額396,000円)

(注2)令和6年度末までに「保育内容支援」と「代替保育」の連携施設を確保している家庭的保育事業者等のうち「2歳児の卒園後の受け皿」の連携施設の設定がない(受入人数が一部不足している場合も含む)家庭的保育事業者等との合意に限る。

※区分1-1・1-2・1-3に該当する場合は交付区分2は交付しない(交付区分1-1・1-2・1-3の優先適用)。

ただし、区分1-1・1-2・1-3が別の家庭的保育事業者等で申請している場合は除く。

3 令和6年度中に連携施設が家庭的保育事業者等と3項目合意した場合(連携2年目)

交付区分	交付対象者(連携施設)	事業実施による加算
3	令和6年度中に交付区分1-1で申請した連携施設	・給食体験 1回単価 11,000円 ・合同行事 1回単価 21,800円 ・園庭開放 1回単価 9,300円 ・施設見学会 1回単価 9,300円 (最大年額 712,000円)

※連携2年目は「3項目合意」による交付ではなく、事業実施による加算のみ

4 事業実施による加算について

- ・給食体験については、連携施設において、家庭的保育事業者等の園児と合同で給食を行うものを対象とする。
- ・合同行事については、連携施設において、家庭的保育事業者等の園児が、豊かな経験を得られることを目的とした交流事業を対象とし、具体的には、運動会や発表会、クリスマス会等の事業の事前準備から事業への参加、事業等の見学などを対象の事業とする。
- 個別の内容については、事業計画書に事業名とともに事業の目的を記載して申請するものとし、申請を受けて本市として判断を行うものとする。
- ・園庭開放については、連携施設の園庭を開放して、家庭的保育事業者等の園児が参加できる状態を確保した場合に対象の事業とする。
- ・施設見学会については、連携施設において、家庭的保育事業者等の在園児の保護者が、参加できる事業として実施した場合に対象の事業とする。